

Bevalco Report Vol.22

2007年9月5日

1円ストック・オプションの意外なメリット

1. スtock・オプション会計の導入

皆さんご存知の通り、ストック・オプションの会計原則の変更があり、2006年5月1日以後にストック・オプションを発行する企業は、その付与時の公正な評価額を費用として損益計算書に計上することが義務付けられました。

従来、ストック・オプションは、無償で付与され、会社財産(特に現金)の流出がないというメリットから、資金力の乏しいベンチャー企業などでは有力なインセンティブプランとなっていました。しかし、この費用計上の義務化により、当期利益への悪影響が避けられないことから、ストック・オプションの利用は減少していくものと考えられていました。

しかしながら、その一方で、今まで税務上全く認められなかった損金が生計上されるケースも出てきたことにより、「新しいメリット」が生まれ、それを上手く利用している企業も出てきています。

2. 税制非適格ストック・オプションのメリット

ストック・オプションは、所得税法上、税制適格と税制非適格とに分類されています。従来、この分類は、ストック・オプションを付与される役員・従業員等の側において、課税される所得とそのタイミングの区分を規定したものでした。結論としては、税制適格の場合には、権利行使時に発生する給与所得を、売却時まで繰延べ、譲渡所得として課税することを規定しており、税率及び課税時期上のメリットを認めています(6ページ「税制適格・非適格ストック・オプションの図解」参照)。

一方、1. で述べた「新しいメリット」とは、ストック・オプションの発行法人である企業側に生まれたものであり、税制非適格の場合に認められます。具体的には、発行側企業におけるストック・オプション費用の損金算入です。

法人税法上、ストック・オプションに関しては、その個人においてその役務の提供につき所得税法等の規定による給与等課税事由が生じた日に、その役務提供を受けたものとして法人税法の規定が適用される(法人税法第54条第1項)、とあり、ここで、給与等に含める取得とは、「所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得」(法人税法施行令第111条の2第1項)、としています。つまり、ストック・オプションを付与された従業員等において給与等課税事由が生じた場合には、発行法人側で損金算入ができることになります。また、損金算入額は、新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合には、新株予約権の発行の時の価額に相当する金額(法人税法施行令第111条の2第3項)、としています。

会計上、無償で付与され、会社財産の流出がないストック・オプションを費用計上しなければならない点

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

はデメリットと考えられます。しかしながら、無償で付与され、会社財産の流出がないストック・オプションの費用を損金算入できるということは、発行体企業にとって大きな税務上のメリットではないでしょうか。

ストック・オプションに関連して、給与等課税事由が生じるのは、非適格の場合のみです。したがって、発行企業の方で損金算入するメリットは、税制適格のストック・オプションでは享受することができないため、最近では、あえて税制非適格のストック・オプションを発行している企業も増えてきています。また、税制非適格の場合には、税制適格要件を考慮しない柔軟な設計が可能になることもメリットです。今回は、権利行使価額1円ストック・オプションの退職金としての利用を例に、そのメリットを考えてみたいと思います。

3. 退職金代わりの権利行使価額1円ストック・オプション

ストック・オプションは設計によって、退職金として活用することもでき、数多くの企業でその利用が増えていきます。具体的には、権利行使期間を長くしたうえで、権利行使条件として退職することに加え、さらに権利行使価額を1円としておけば、付与された従業員等は、ほぼ退職時の時価で株式をもらうことができます。最近、特に、役員(注)の責任が重くなる一方で、役員退職慰労金制度を廃止する企業が増えていますが、この方法によれば、ストック・オプションを、同制度を補完するものとして機能させることができます。

また、同ストック・オプションを、実質的な退職金として機能させるためには、税務上、退職所得として認められるかどうか問題になります。すなわち、税制非適格ストック・オプションは、原則的には、権利行使時に権利行使価額と時価との差額について、給与所得としての課税を受けることになります。しかしながら、給与所得として課税されるのであれば、役員退職慰労金として支給し、退職所得として課税される場合と比べて、従業員等の側で多額の所得税を課せられることになり、税制上のメリットを受けることができません。

4. 伊藤園の事例

この税務上の扱いについては、伊藤園の事例が参考になります。伊藤園は、2004年9月1日に役員退職慰労金廃止の精算のために、ストック・オプション目的の新株予約権を以下の条件で発行しました。

名称:	株式会社伊藤園第2回新株予約権
割当先:	取締役19名、監査役3名、子会社の取締役3名
発行日:	2004年9月1日
権利行使時の発行株式数:	146,000株
新株予約権の発行価格:	無償
権利行使価格:	1株につき1円
新株予約権の権利行使期間:	2004年9月1日～2034年8月31日
行使条件(抜粋):	新株予約権を割り当てられた時に就任していた会社の役員を退任した翌日から10日以内のみ権利行使可能

当該新株予約権は、権利行使期間が30年を超えており、適格要件を満たしていない税制不適格ストック・オプションに該当します。伊藤園は、当該ストック・オプションの権利行使時の課税関係を退職所得として差し支えないかどうかについて、事前照会を行い、東京国税局から差し支えない旨の文書回答を得てい

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

ます。

この場合、ポイントとなるのは、ストック・オプションが実質的に退職金と同様と認められるかどうか、であると考えられます。本照会では、ストック・オプションの行使条件が、役員退任後 10 日間に限定されており、また、権利行使価格は1株につき1円とほぼ無償であるため、ほぼ退職時に、その時点の株価で退職金を受領したのと同様であることを伊藤園が主張し、その主張が認められたものです。

この照会では、発行側企業の税務上の取扱いについては触れられていませんが、「給与等課税事由」の給与等に退職所得が含まれることから、発行側企業におけるストック・オプション費用の損金算入は可能であると考えられます。また、本件のように1円ストック・オプションの場合には、ストック・オプション費用の総額は、ストック・オプション付与時の時価とあまり変わらない金額となり、損金算入メリットも無視できないものとなります。

東京国税局の回答は、具体的にどのような場合に、退職所得として扱われるかどうかについて規定したものではありません。しかしながら、伊藤園のケースのようなストック・オプションの設計ができれば、ストック・オプション会計による費用計上を行った場合でも、発行側企業、受領した従業員等の双方にとって、メリットとなるのではないかと思います。

以上
(文責 小林 憲司)

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

(参考資料: 法人税関連条文)

《法人税法》

(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)

第五十四条 内国法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権(当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。)を発行したとき(合併、分割、株式交換又は株式移転(以下この項において「合併等」という。)に際し当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人(次項において「合併法人等」という。)である内国法人が当該合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の当該新株予約権を有する者に対し自己の新株予約権(次項及び第三項において「承継新株予約権」という。)を交付したときを含む。)は、当該個人において当該役務の提供につき**所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由**(次項において「給与等課税事由」という。)が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、同項の新株予約権を発行した内国法人(承継新株予約権を交付した合併法人等である内国法人を含む。以下この条において「発行法人」という。)の当該役務の提供に係る費用の額は、当該発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項に規定する場合において、同項の新株予約権(承継新株予約権を含む。)が消滅をしたときは、当該消滅による利益の額は、発行法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 発行法人は、確定申告書に当該新株予約権の一個当たりのその発行の時の価額、発行数、当該事業年度において行使された数その他当該新株予約権の状況に関する明細書の添付をしなければならない。

5 内国法人が新株予約権を発行する場合において、その新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額(金銭の払込みに代えて給付される金銭以外の資産の価額及び相殺される債権の額を含む。以下この項において同じ。)がその新株予約権のその発行の時の価額に満たないとき(その新株予約権を無償で発行したときを含む。)又はその新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額がその新株予約権のその発行の時の価額を超えるときは、その満たない部分の金額(その新株予約権を無償で発行した場合には、その発行の時の価額)又はその超える部分の金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入しない。

6 第四項に定めるもののほか、第一項から第三項まで又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

《法人税法施行令》

(給与等課税事由を生ずべき所得の種類)

第百十一条の二 法第五十四条第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する政令で定める所得は、**所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得**とす

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

る。

2 内国法人が発行する新株予約権が所得税法施行令第八十四条(株式等を取得する権利の価額)に規定する権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されている権利に該当しない場合には、当該新株予約権は、法第五十四条第一項に規定する新株予約権に含まれないものとする。

3 法第五十四条第一項の新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合には、同項の役務の提供に係る費用の額は、その新株予約権の発行の時の価額(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額)に相当する金額とする。

一 当該新株予約権が合併又は分割に係る法第五十四条第一項に規定する承継新株予約権(次号において「承継新株予約権」という。)である場合 当該合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人が発行した同項に規定する新株予約権(当該承継新株予約権に係るものに限る。)の発行の時の価額

二 当該新株予約権が株式交換又は株式移転に係る承継新株予約権である場合 当該株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人が発行した法第五十四条第一項に規定する新株予約権(当該承継新株予約権に係るものに限る。)の発行の時の価額に、当該発行の日から当該承継新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該株式交換又は株式移転の日から当該行使が可能となる日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

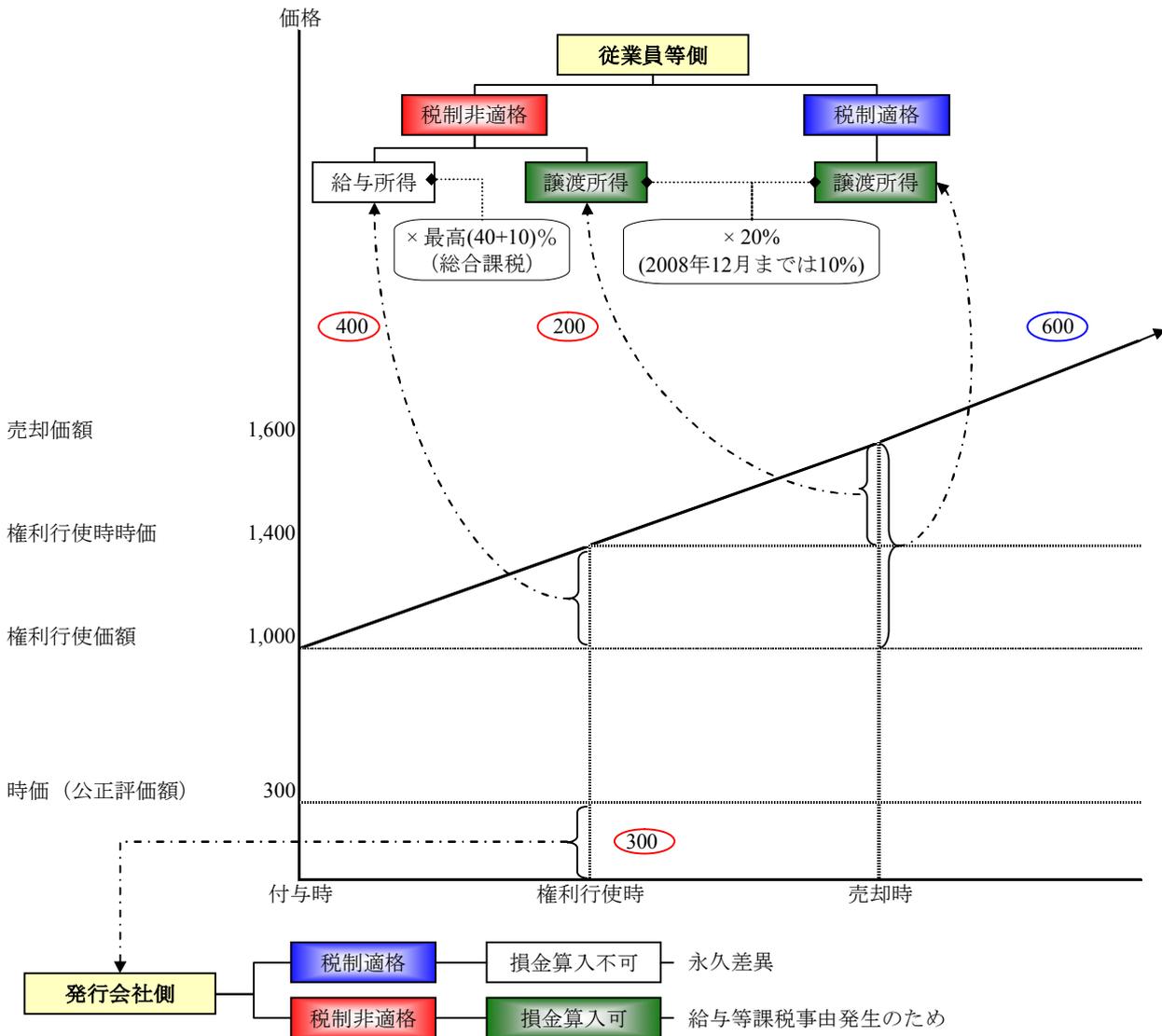
三 当該新株予約権がその発行法人(法第五十四条第二項に規定する発行法人をいう。)を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする株式交換又は株式移転により消滅したものである場合(当該新株予約権の行使が可能となる日前に消滅した場合に限る。)当該新株予約権の発行の時の価額に、当該発行の日から当該新株予約権の行使が可能となる日までの期間の月数のうちに当該発行の日から当該株式交換又は株式移転の日の前日までの期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

4 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

(税制適格・非適格ストック・オプションの図解)



※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意をはらい、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

セミナーのご案内

弊社出版の『新株予約権・種類株式の実務』（第一法規刊）に関連して、以下のセミナーを行います。ご興味のある方は、是非ご参加ください。

- 「新株予約権・種類株式の実務セミナー」 主催：第一法規株式会社
講義内容：大企業のみならず中小企業においても経営戦略への活用が注目されている「新株予約権・種類株式」について、その法務、会計・税務などの基本実務から、評価・設計、活用法までを、豊富な事例を踏まえて分かりやすく解説いたします。

開催日時：2007年10月5日 13:30－17:00

開催場所：第一法規株式会社 本社9Fホール

本セミナーの詳細につきましては、以下リンク先をご参照ください。

http://www.daiichihoki.co.jp/dh/branch_event/detail/F093301101.do

- 「新株予約権・種類株式の戦略的活用と法務、会計、税務からの留意事項」
ー ファイナンス、事業承継などの利用類型 主催：ストック・リサーチ
講義内容：新株予約権・種類株式の利用の最新の状況について、ファイナンス(M&Aを含む)、事業承継、事業再生、ストック・オプションなどの類型を取り上げ、法務、会計、税務の側面から複合的に解説します。

開催日時：2007年10月10日 13:30－16:30

開催場所：メルパルク東京

本セミナーの詳細につきましては、以下リンク先をご参照ください。

<http://www.stockresearch.jp/071010.htm>

※ 本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払い、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。ビバルコ・ジャパン株式会社では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

※ 本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。